

仙北市国民保護計画

《資料編》

平成19年3月

仙 北 市

資料編項目一覧

第1	実施体制に関する資料	・1
	1 仙北市連絡先等一覧 ……	…1
	(1) 仙北市連絡先等一覧	・1
	2 大規模集客施設等に関する資料	・4
	3 通信に関する資料	・5
	(1) 仙北市防災情報システム構成図	…5
	4 医療体制に関する資料	13
	(1) 二次医療圏域別病院数等	・13
	(2) 関係機関が保有する救急自動車・患者搬送用自動車数	・13
	(3) 消防本部が保有する救急自動車及び救急隊員	…13
	5 自主防災組織に関する資料	・14
	(1) 自主防災組織の概況	・14
	6 交通規制に関する資料 ……	15
	(1) 通行の禁止又は制限についての標示 ……	15
	(2) 緊急通行車両の確認事務処理要領	16
	7 赤十字標章等の特殊標章等に関する資料	21
	(1) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン	21
第2	避難・退避に関する資料	・32
	1 輸送網に関する資料	32
第3	武力攻撃災害への対処に関する資料	35
	1 生活関連等施設の安全確保に関する資料	35
	(1) 生活関連等施設の概況	35
	2 消防に関する資料	36
	(1) 消防本部・消防署一覧	・36
	3 廃棄物の処理に関する資料	37
	(1) 一般廃棄物処分場一覧	37
	(2) し尿収集運搬機材	・37
	(3) ごみ収集運搬機材	・37
	(4) 保健所別産業廃棄物処分場数	・38
	4 文化財の保護に関する資料	39
	(1) 国指定・県指定等文化財件数一覧	…39
	5 被災情報に関する資料	・44
	(1) 火災・災害等即報要領	44

第4 救援に関する資料	60
1 救援の原則に関する資料	60
(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準	60
(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令	66
(3) 仙北市災害救助物資備蓄一覧	69
2 収容施設の供与に関する資料	70
(1) 指定避難施設の概況	70
(2) 福祉避難所候補施設の概況	70
(3) 宿泊施設の概況	70
3 食品の供与及び飲料水の供給に関する資料	71
(1) 仙北市学校給食施設の概況	71
(2) 仙北市水道施設の概況	71
(3) 仙北市が保有する給水機材一覧	71
4 埋葬・火葬に関する資料	72
(1) 仙北市火葬場一覧	72
(2) 仙北市が設置する墓地	72
第5 安否情報に関する資料	73
1 安否情報の収集・提供に関する資料	73
(1) 「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続、その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について(平成17年4月1日消防国第22号消防庁国民保護室長通知)	73

第1 実施体制に関する資料

1 仙北市連絡先等一覧

名 称	所 在 地	電話番号	備考
仙北市役所田沢湖庁舎	田沢湖生保内字宮ノ後30	43-1111	田沢湖
田 沢 出 張 所	〃 田沢字高屋151	43-1351	〃
神 代 出 張 所	〃 神代字野中清水292-1	43-1256	〃
仙北市役所角館庁舎	角館町東勝楽丁19	43-3308	角 館
仙北市役所中町庁舎	〃 中町36	43-3352	〃
仙 北 市 企 業 局	〃 小勝田鶴ノ崎45-4	54-2388	〃
仙北市総合情報センター	〃 田町上丁23	43-3333	〃
仙北市環境保全センター	〃 藪田古川37-3	54-3305	〃
仙北市役所西木庁舎	西木町上荒井字古堀田47	43-2200	西 木
桧 木 内 出 張 所	〃 桧木内字松葉290-1	48-2001	〃
上 桧 木 内 出 張 所	〃 上桧木内字大地田3-1	49-2159	〃

2 関係機関連絡先一覧

大曲仙北市町村圏組合機関

名 称	所 在 地	電話番号	備考
大曲仙北広域市町村圏組合角館消防署	角館町西野川原25-10	54-2302	角 館
田 沢 湖 消 防 分 署	田沢湖生保内字上清水674	43-1139	田沢湖
西 木 消 防 分 署	西木町桧木内字高屋132-1	48-2324	西 木

県の地方機関等

名 称	所 在 地	電話番号	備考
仙北地域振興局総務企画部	大仙市上栄町13-62	0187-63-5233	大仙市
仙北地域振興局福祉環境部(大仙保健所)	〃	0187-63-3403	〃
仙北地域振興局農林部	〃	0187-63-6111	〃
仙北地域振興局建設部	〃	0187-63-1744	〃
仙北平野農村整備事務所	〃	0187-63-3111	〃
秋田県教育庁南教育事務所仙北出張所	〃	0187-63-3477	〃
田 沢 湖 交 番	田沢湖生保内字宮ノ後9-2	43-1121	田沢湖
神 代 警 察 官 駐 在 所	〃 卒田字上真崎野201-6	44-3001	〃
秋 田 県 玉 川 発 電 事 務 所	〃 田沢字鎧畑42-1	42-2301	〃
秋 田 県 鎧 畑 夕 々 々 管 理 事 務 所	〃 田沢字中山44-7	42-2311	〃
仙 北 警 察 署	角館町西野川原346	53-2111	角 館
角 館 駅 前 交 番	〃 中菅沢94-145	53-2150	〃
雲 沢 警 察 官 駐 在 所	〃 西長野熊堂82-7	53-3304	〃
中 川 警 察 官 駐 在 所	〃 川原寺前28-2	53-3417	〃
西 木 警 察 官 駐 在 所	西木町上荒井字田屋79-1	47-3310	西 木
桧 木 内 警 察 官 駐 在 所	〃 桧木内字松葉266-8	48-2020	〃

指定地方行政機関等(国の出先機関)

名 称	所 在 地	電話番号	備考
秋田農政事務所地域第四課	大仙市福住町3-14	0187-63-3220	大仙市
大曲労働基準監督署	〃 日の出町1-20-12	0187-63-5151	〃
国土交通省湯沢河川国道事務所	湯沢市関口字上寺沢64-2	0183-73-3174	湯沢市

秋田森林管理署生保内森林事務所	田沢湖生保内字武蔵野105-144	4 3 - 1 2 1 1	田沢湖
国土交通省玉川ダム管理所	" 玉川字下水無92	4 9 - 2 7 1 0	"
" 秋田河川国道事務所仙岩管理所	" 生保内字武蔵野12	4 3 - 0 7 5 0	"
秋田森林管理署角館森林事務所	角館町外ノ山国有林	5 4 - 1 1 6 1	角 館
国土交通省秋田河川国道事務所角館国道維持出張所	" 小勝田中川原116-1-1	5 4 - 3 1 8 1	"
秋田森林管理署宮田森林事務所	西木町上桧木内字宮田114	4 9 - 2 0 3 1	西 木
秋田森林管理署吉田森林事務所	" 桧木内字吉田91-2	4 8 - 2 0 5 0	"

指定公共機関等

名 称	所 在 地	電 話	備考
(株) N T T 東 日 本 秋 田 支 店	秋田市中通4-4	018-836-8781	秋田市
(株) N T T 東 日 本 秋 田 横 手 サ ー ビ ス セ ン タ ー	横手市大町6-16	0182-33-6067	横手市
(株) N T T 東 日 本 秋 田 大 曲 サ ー ビ ス セ ン タ ー	大仙市大町4-8	0187-62-8590	大仙市
東 北 電 力 (株) 大 曲 営 業 所	" 朝日町16-15	0187-63-3060	"
J R 田 沢 湖 駅	田沢湖生保内字男坂68	4 3 - 1 2 3 4	田沢湖
東 北 電 力 (株) 田 沢 湖 サ ー ビ ス セ ン タ ー	" 生保内字武蔵野115-2	4 3 - 1 2 1 6	"
田 沢 湖 郵 便 局	" 生保内街道ノ上81-3	4 3 - 1 2 2 0	"
田 沢 郵 便 局	" 田沢字高屋67	4 2 - 2 3 0 0	"
神 代 郵 便 局	" 卒田字荒町49-8	4 4 - 3 0 0 0	"
J R 角 館 駅	角館町中菅沢14	5 3 - 2 6 1 2	角 館
秋 田 内 陸 縦 貫 鉄 道 (株) 角 館 駅	" 中菅沢14	5 4 - 3 7 5 8	"
日 本 赤 十 字 社 秋 田 県 支 部 角 館 分 区	" 小勝田間野54-5	5 4 - 2 4 9 3	"
角 館 郵 便 局	" 中町21-1	5 4 - 1 4 0 0	"
羽 後 白 岩 郵 便 局	" 白岩上西野123-1	5 5 - 1 1 8 6	"
雲 沢 郵 便 局	" 西長野熊堂82-6	5 5 - 1 1 8 4	"
中 川 郵 便 局	" 川原寺前28-1	5 5 - 1 1 8 5	"
日 本 赤 十 字 社 秋 田 県 支 部 西 木 分 区	西木町桧木内字高屋110-2	4 8 - 2 9 4 0	西 木
西 明 寺 郵 便 局	" 上荒井字古堀田35-5	4 7 - 2 0 0 1	"
桧 木 内 郵 便 局	" 桧木内字松葉247-2	4 8 - 2 1 0 0	"
上 桧 木 内 郵 便 局	" 上桧木内字大地田28-6	4 9 - 2 3 0 0	"

指定地方公共団体等

名 称	所 在 地	電 話	備考
秋 田 県 仙 北 平 野 土 地 改 良 区	大仙市住吉町2-6	0187-63-1744	大仙市
秋 田 県 大 曲 仙 北 医 師 会	" 黒瀬町3-45	0187-63-3328	"
神 代 地 区 土 地 改 良 区 事 務 所	田沢湖神代字古館野207-3	4 4 - 3 7 2 0	田沢湖
羽 後 交 通 (株) 田 沢 湖 営 業 所	" 生保内字源左工門野3-1	4 3 - 1 5 1 1	"
角 館 町 碓 土 地 改 良 区	角館町雲然碓180	5 4 - 2 9 8 3	角 館
羽 後 交 通 (株) 角 館 営 業 所	" 水の目沢48-9	5 4 - 2 2 0 2	"
秋 田 県 L P G 保 安 協 会 田 沢 湖 ・ 角 館 支 部	" 横町18	5 3 - 2 6 0 4	"
西 木 土 地 改 良 区	西木町門屋字漆原87	4 7 - 2 6 0 2	西 木

公共の団体等

名 称	所 在 地	電 話	備考
J A 秋 田 お ば こ 田 沢 湖 町 支 所	田沢湖神代字古館野405-2	4 4 - 3 1 1 1	田沢湖
J A 秋 田 お ば こ 田 沢 湖 町 支 所 田 沢 湖 出 張 所	" 生保内字水尻39-10	4 3 - 1 5 2 1	"
仙 北 東 森 林 組 合	" 小松字外ノ山4-1	5 4 - 1 0 3 0	"
仙 北 東 森 林 組 合 田 沢 湖 支 所	" 生保内字宮ノ後39	4 3 - 0 0 5 6	"
田 沢 湖 漁 業 協 同 組 合	" 生保内字宮ノ後39	4 3 - 3 8 3 9	"
仙 北 市 社 会 福 祉 協 議 会 田 沢 湖 支 所	" 生保内字宮ノ後39	4 3 - 1 3 6 8	"

仙北市商工会田沢湖支所	〃 生保内字街道ノ上85	4 3 - 0 3 7 2	〃
田 沢 湖 建 設 業 協 会	〃 生保内字街道ノ上85	4 3 - 0 8 1 7	〃
角館地区製材共同組合	〃 生保内字男坂5	4 3 - 1 2 3 1	〃
北都銀行(株)田沢湖支店	〃 生保内字街道ノ上87-3	4 3 - 1 1 5 1	〃
秋田銀行(株)田沢湖支店	〃 生保内字街道ノ上96-1	4 3 - 1 3 1 1	〃
田沢湖若者会(公民館内)	〃 生保内字宮ノ後27	4 3 - 1 0 6 1	〃
仙北市商工会田沢湖青年部(商工会内)	田沢湖生保内字街道ノ上85	4 3 - 0 3 7 2	田沢湖
田沢湖婦人団体連絡協議会(公民館内)	〃 生保内字宮ノ後27	4 3 - 1 0 6 1	〃
仙北市商工会田沢湖女性部(商工会内)	〃 生保内字街道ノ上85	4 3 - 0 3 7 2	〃
秋田魁新報社角館支局	〃 水ノ目沢10-12	5 4 - 2 3 4 5	角館
J A 秋田おばこ角館支所	〃 小勝田下村7-2	5 4 - 3 1 5 1	〃
仙北市社会福祉協議会角館支所	〃 小勝田間野54-5	5 4 - 2 4 9 3	〃
仙 北 市 商 工 会	〃 上新町43-1	5 4 - 2 3 0 4	〃
北都銀行(株)角館支店	〃 中町5	5 4 - 2 1 4 1	〃
秋田銀行(株)角館支店	〃 田町上丁5-18	5 3 - 3 1 1 1	〃
秋田ふれあい信用金庫角館支店	〃 岩瀬町22	5 4 - 2 1 7 6	〃
東北労働金庫角館支店	〃 水の目沢91-1	5 4 - 3 8 0 0	〃
角館婦人団体連絡協議会	〃 七日町6	5 4 - 3 1 5 7	〃
日本赤十字奉仕団	〃 小勝田間野54-5	5 4 - 2 4 9 3	〃
J A 秋田おばこ西木支所	西木町門屋字六本杉68-1	4 7 - 3 1 1 1	西木
J A 秋田おばこ桧木内支所	〃 桧木内字松葉246-10	4 8 - 2 2 1 4	〃
仙北東森林組合西木支所	〃 門屋字漆原87-1	4 7 - 2 2 3 0	〃
仙北市社会福祉協議会西木支所	〃 桧木内字高屋110-2	4 8 - 2 9 4 0	〃
仙北市商工会西木支所	〃 上荒井字古堀田50-2	4 7 - 2 1 3 0	〃

2 大規模集客施設等に関する資料

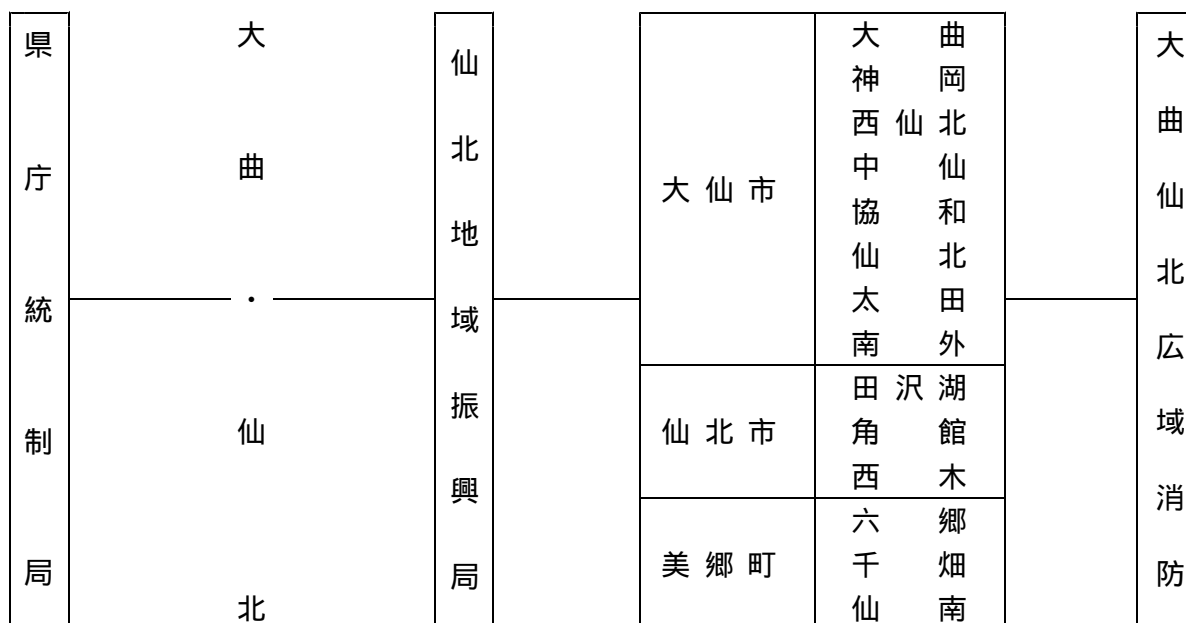
名 称	所 在 地	電話番号	備考
生保内中学校	田沢湖生保内字武蔵野105-1	43 - 1181	田沢湖
神代中学校	" 神代字野中清水244	44 - 2110	"
生保内小学校	" 生保内字武蔵野111	43 - 1181	"
神代小学校	" 神代字珍重屋敷48	44 - 2115	"
田沢幼稚園	" 田沢字高屋140	42 - 2250	"
生保内幼稚園	" 生保内字武蔵野111	43 - 0475	"
神代幼稚園	" 神代字珍重屋敷74	44 - 3628	"
角館高等学校	角館町細越町37	54 - 2560	角館
角館南高等学校	" 小館90-3	54 - 1166	"
角館中学校	" 小勝田小倉前73	53 - 2411	"
角館西小学校	" 西野川原7-2	55 - 2118	"
角館東小学校	" 外ノ山11	54 - 4511	"
白岩小学校	" 白岩新西野162	53 - 2482	"
中川小学校	" 川原中道41	53 - 2286	"
西長野小学校	" 西長野中泊402	53 - 2094	"
かくのだて幼稚園	" 東勝楽丁25	53 - 2110	"
西明寺中学校	西木町上荒井字上橋元280-1	47 - 2626	西木
桧木内中学校	" 桧木内字高屋2-3	48 - 2330	"
西明寺小学校	西木町門屋字六本杉6	47 - 2233	"
桧木内小学校	" 桧木内字高屋110	48 - 2323	"
タカヤナギ田沢湖プラザ店	田沢湖生保内字浮世坂26-9	48 - 1000	田沢湖
ツルハ(株)ツルハドラッグ角館店	角館町上菅沢449-1	52 - 1950	角館
ワンダーモールタカヤナギ (パワーコメリ)	" 上菅沢442-1 (" 上菅沢384他)	54 - 1600 (52 - 1500)	"
グランマート角館プラザ店	" 横町46	54 - 1822	"
YOUマート大塚店 (サンデー角館店)	" 上菅沢176-1,150-1 (" 上菅沢150-1)	54 - 3755 (54 - 1530)	"
市立田沢湖病院	田沢湖生保内字水尻53-1	43 - 1131	田沢湖
市立角館総合病院	角館町上野18	54 - 2111	角館
角館武家屋敷	角館町東勝楽丁	43 - 3384	角館
田沢湖ハーフガーデン・ハート ハーブ	田沢湖田沢字瀧前78	43 - 2424	田沢湖

大規模小売店舗：大規模小売店舗立地法により届出義務のある店舗（店舗面積1,000㎡以上）

観光施設：年間入込数10万人以上の施設

3 通信に関する資料（平成17年9月20日現在）

（秋田県防災情報システム構成図）



仙北市防災無線

同報系無線局

田沢湖地区

固定系親局	遠隔制御部	地区内受信柱
田沢湖庁舎内	田沢出張所・神代出張所・田沢湖分署	69か所

西木地区

固定系親局	遠隔制御部	地区内受信柱
西木庁舎内	西木消防分署	26か所

移動系無線局設置状況

田沢湖地区

呼出名称	設置場所	出力	種別	備考
ぼうさいせんぼくたざわこ	田沢湖庁舎	10w	固定型	1基
ぼうさいせんぼくたざわこ1~9	車載	10w	車載型	9基
ぼうさいせんぼくたざわこ10	田沢湖消防分署	10w	可搬型	1基
ぼうさいせんぼくたざわこ11~15		5w	携帯型	5基
ぼうさいせんぼくたざわこ16~17	車載	10w	車載型	2基
ぼうさいせんぼくたざわこ18~26		5w	携帯型	9基
ぼうさいせんぼくたざわこ27~28	車載	10w	車載型	2基
ぼうさいせんぼくたざわこ29	田沢出張所	10w	可搬型	1基
ぼうさいせんぼくたざわこ30	神代出張所	10w	可搬型	1基
ぼうさいせんぼくたざわこ31		10w	可搬型	1基
ぼうさいせんぼくたざわこ32~33		5w	携帯型	2基

西木地区

呼 出 名 称	設 置 場 所	出力	種 別	備 考
ぼうさいせんぼくにしき	車載	10w	車載型	1基
ぼうさいせんぼくにしき	"	10w	車載型	1基
ぼうさいせんぼくにしき	"	10w	車載型	1基
ぼうさいせんぼくにしき101	桧木内出張所	3w	携帯型	1基
ぼうさいせんぼくにしき102	上桧木内出張所	3w	携帯型	1基
ぼうさいせんぼくにしき103	西木総合窓口課	3w	携帯型	1基

戸別受信機設置状況

区 分	設 置 場 所	設置基数
地 域 別 1	西木町上桧木内地区各戸	2 3 8基
地 域 別 2	西木町桧木内地区各戸	5 2 6基
地 域 別 3	西木町西明寺地区各戸	8 0 4基
公 共 施 設	西木町全域	3 8基

戸別受信機設置公共施設一覧表

No	施 設 名	No	施 設 名
1	桧木内出張所	3 0	桧木内郵便局
2	上桧木内出張所	3 1	上桧木内郵便局
3	大覚野牧場	3 2	吉田森林事務所
4	潟前山森林公園	3 3	宮田担当区官舎
5	克雪管理センター	3 4	西木土地改良区
6	ふれあいプラザクリオン	3 5	森林組合西木支所
7	西木保健センター	3 6	西木庁舎車庫
8	西明寺診療所	3 7	山の幸資料館
9	西木総合健康増進センター	3 8	西木消防分署
1 0	林業者等健康増進施設		
1 1	かみひのきない保育園		
1 2	ひのきない保育園		
1 3	にこにこ保育園		
1 4	桧木内小学校		
1 5	西明寺小学校		
1 6	桧木内中学校		
1 7	西明寺中学校		
1 8	桧木内地区学校給食協同調理場		
1 9	西木公民館		
2 0	西木公民館 桧木内館		
2 1	紙風船館		
2 2	にしき園		
2 3	J A秋田おばこ西木支所		
2 4	J A秋田おばこ桧木内出張所		
2 5	仙北市社会福祉協議会西木支所		
2 6	仙北市商工会西木支所		
2 7	西明寺駐在所		
2 8	桧木内駐在所		
2 9	西明寺郵便局		

消防無線局設置状況

(H17.4.1現在)

所 属	呼 出 名 称	市 町 村	県 内	全 国	救 急	出 力	年 式	製 造 番 号	機 種 名	備 考
消 防 本 部	曲 消 本 部					10	4	R 622949	EMM - 1067ALT	固 定 局
	"					10	4	R 624009	EMM - 10HF/AVDT	基 地 局
	"					10	4	R 622949	EMM - 1067ALT	
	"					10	4	R 624009	EMM - 10HF/AVDT	
	"					10	8	R 628650	EMM - 10HF/ADDT	
	"					10	14	R 632477	EMM - 10MR/AVWT	
	曲消指令1					10	60	R 612246	EMM - 1067ALT	
	曲 消10					10	12	R 631201	EMM - 10MR/AVWT	予 防 課 広 報 車
	" 11					10	14	924099	EMM - 10HF/AVWT	警 防 課 広 報 車
	" 12					10	61	R 613245	EMM - 1067ALT	防 火 広 報 車
	"					10	62	R 613746	EMM - 1067ALT	
	" 13					5	3	R 620521	EMM - 05HE/T	携 帯 型
	" 14					10	4	858333	EMM - 10HF/AVDT	携 帯 機 型
	" 15					5	14	R 633106	EMM - 05FT/WT	携 帯 機 型
	大 曲 消 防 署	曲消大曲1					10	11	R 630798	EMM - 10MR/AVWT
" 2						10	7	920871	EMM - 10HF/AVDT	"
" 5						10	16	902930	EMM - 10MR/AVDT	水 槽 付 ポ ン プ 車
" 6						10	8	921412	EMM - 10HF/AVDT	救 助 工 作 車
" 7						10	57	R 606074	EMM - 1007A	資 機 材 搬 送 車
" 8						10	2	762359	EMM - 1067ALT	梯 子 車
曲消化学1						10	13	924048	EMM - 10MR/AVWT	化 学 車
曲消大曲10						10	10	R 629668	EMM - 10HF/AVDT	連 絡 車
" 30						1	57	R 606075	EMM - 0164T	携 帯 機 型
" 31						1	58	R 608804	"	"
" 32						1	59	R 610268	"	"
" 33						1	59	R 610269	"	"
" 34						1	61	R 613633	"	"
" 35						1	62	R 614534	"	"
" 36						1	63	R 617036	"	"
" 50						5	1	R 618709	EMM - 0544	"
" 51						5	7	R 627952	EMM - 05GT/WT	"
" 52						5	8	R 628026	"	"
" 53						5	8	R 628027	"	"
" 54						5	13	R 632539	EMM - 05FT/WT	"
大曲高規1					10	11	R 630797	EMM - 10HF/ADDT	高 規 格 救 急 車	
曲救大曲1					10	11	R 630881	EMM - 10MR/AVWT	救 急 車	
					10	9	R 629194	EMM - 10HF/ADDT		
						10	60	R 612310	EMM - 1067ALT	
北 出 張 所	曲 消 北 1					10	4	858334	EMM - 10HF/AVDT	ポ ン プ 車 型
	" 30					1	57	R 602818	EMM - 0164T	携 帯 機 型
	" 31					1	55	R 71416	"	"
南 分 署	曲 消 南					10	17	BB 4176	JDC3C3A1 - 4A	固 定 局
	曲 消 南					10	17	BB 1114	JDC3C3A1 - 4A	基 地 局
						10	17	BB 1115	JDC3C3A1 - 4A	
	曲 消 南 1					10	2	762360	EMM - 1067ALT	ポ ン プ 車
	" 2					10	10	R 629578	EMM - 10MR/AVDT	"
	" 10					10	63	706686	EMM - 1067ALT	連 絡 車 型
	" 20					1	54	R 69438	EMM - 0164T	携 帯 機 型
	" 30					1	57	R 602817	"	"
	" 31					1	55	R 71417	"	"
	" 32					1	57	R 602819	"	"
	" 33					1	62	R 613635	"	"

	" 34					1	3	R 620522	"	"
	" 50					5	12	R 631164	EMM - 05FT/WT	"
	" 51					5	9	R 628712	EMM - 05GT/WT	"
所 属	呼 出 名 称	市 町 村	県 内	全 国	救 急	出 力	年 式	製 造 番 号	機 種 名	備 考
東 分 署	曲消東東					10	13	R 632672	EMM - 10MR/AVDT	固 定 地 局
	曲消東					10	13	R 632672	EMM - 10MR/AVDT	
	曲消東					10	14	R 632803	EMM - 10MR/AVDT	
	曲消東1					10	1	732976	EMM - 1067ALT	ポ ン プ 車 連 絡 車 型 携 帯 "
	" 2					10	1	732978	"	
	" 10					10	63	706685	"	
	" 30					1	55	R 71459	EMM - 0164T	
	" 31					1	7	R 627951	EMM - 01QT/WT	
	" 32					1	57	R 682820	EMM - 0164T	
	" 33					1	55	R 71420	"	
	" 34					1	55	R 71419	"	
" 50					5	13	R 632540	EMM - 05FT/WT		
" 51					5	12	R 631885	"		
曲救東1					10	13	902760	EMM - 10MR/ADDT	救 急 車	
					10	5	R 624904	EMM - 10HF/AVDT		
西仙北分署	曲消西仙					10	11	R 629666	EMM - 10HF/AVDT	固 定 地 局
	曲消西仙					10	11	R 629666	EMM - 10HF/AVDT	
	曲消西仙					10	11	R 629665	EMM - 10HF/ADDT	
	曲消西仙1					10	9	R 629290	EMM - 10HF/AVDT	ポ ン プ 車 型
	" 30					1	56	R 601352	EMM - 0164T	
" 31					1	61	R 613634	"	救 急 車	
" 50					1	7	R 627954	EMM - 05GT/WT		
曲救西仙1					10	12	R 631779	EMM - 10MR/ADDT		
					10	63	706687	EMM - 1067ALT		
協 和 分 署	曲消協和					10	52	169085	STM - 1080A	固 定 地 局
	曲消協和					10	52	169085	STM - 1080A	
	曲消協和1					10	2	762361	EMM - 1067ALT	ポ ン プ 車 型
	" 30					1	3	R 620523	EMM - 0164T	
	" 31					1	58	R 608805	"	
	" 32					1	60	R 612311	"	救 急 車
	" 50					5	9	R 629197	EMM - 05GT/WT	
曲救協和1					10	14	R 633084	EMM - 10MR/ADDT		
" 1					10	4	851588	EMM - 10HF/AVDT		
南 外 分 署	曲消南外1					10	9	921775	EMM - 10HF/AVDT	ポ ン プ 車 型
	" 30					1	56	R 601351	EMM - 0164T	
	" 31					1	54	R 69437	"	
	" 50					5	7	R 616035	EMM - 0544	
	曲消南外51					5	17	2500417	CP - 5068T	
神 岡 分 署	曲消神岡1					10	1	732977	EMM - 1067ALT	ポ ン プ 車 型
	" 30					1	57	R 602821	EMM - 0164T	
	" 31					1	57	R 602822	"	
	" 50					5	15	R 633639	EMM - 05FT/WT	
角館消防署	曲消角館					10	4	R 624010	EMM - 10HF/AVDT	固 定 地 局
	曲消角館					10	4	"	"	
						10	13	R 632478	EMM - 10HF/AVWT	
						10	7	R 627890	EMM - 10HF/ADDT	
	曲消角館1					10	6	888651	EMM - 10HF/AVDT	ポ ン プ 車 水 槽 付 ポ ン プ 車 救 助 工 作 車
	" 5				10	12	R 631778	EMM - 10MR/AVWT		
	" 6				10	5	921343	EMM - 10HF/AVDT		

	"	10					10	5	888650	EMM - 10HF/ADDT			
	"	30					10	10	R 629577	EMM - 10HF/AVDT	連携	絡帯	車型
	"	31					1	58	R 608806	EMM - 0164T			
	"	31					1	60	R 612312	"			

所 属	呼 出 名 称	市 町 村	県 内	全 国	救 急	出 力	年 式	製 造 番 号	機 種 名	備 考
角館消防署	"	32				1	60	R 612313	"	"
	"	33				1	62	R 614535	"	"
	"	34				1	63	R 616037	"	"
	"	50				5	1	R 618710	EMM - 0544	"
	"	51				5	7	R 627953	EMM - 05GT/WT	"
	"	52				5	14	R 633107	EMM - 05FT/WT	"
	角館高規 1					10	15	902926	EMM - 10MR/ADDT	高規格救急車
						10	15	924181	EMM - 10MR/AVWT	
田沢湖分署	曲消田沢					10	11	R 630977	EMM - 10MR/AVWT	固 定 局
	曲消田沢					10	11	R 630977	EMM - 10MR/AVWT	基 地 局
	"					10	11	R 630976	EMM - 10MR/ADDT	
	曲消田沢 1					10	14	R 633083	EMM - 10MR/AVWT	ポ ン プ 車
	"	8				10	6	920870	EMM - 10HF/AVDT	梯 携 子 帯 車 型
	"	30				1	56	R 601353	EMM - 0164T	
	"	31				1	62	R 614536	"	"
	"	32				1	1	R 617955	"	"
	"	50				5	3	R 622587	EMM - 05HE/T	"
	"	51				5	11	R 629981	EMM - 05GT/WT	"
	曲救田沢 1					10	1	749531	EMM - 1067ALT	救 急 車
						10	62	577949	EMM - 1067ALT	
中 仙 分 署	曲消中仙 1					10	16	902931	EMM - 10MR/AVWT	ポ ン プ 車
	"	30				1	57	R 606076	EMM - 0164T	携 帯 型
	"	31				1	59	R 610270	"	"
	"	32				1	3	R 622589	"	"
	"	50				5	15	R 633640	EMM - 05FT/WT	"
	曲救中仙 1					10	13	902759	EMM - 10MR/ADDT	救 急 車
						10	61	R 613418	EMM - 1067ALT	
西 木 分 署	曲消西木					10	9	R 628655	EMM - 10HF/AVDT	固 定 局
	曲消西木					10	9	R 628655	EMM - 10HF/AVDT	基 地 局
						10	9	R 629289	EMM - 10HF/AVDT	
	曲消西木 1					10	14	R 633082	EMM - 10MR/AVWT	ポ ン プ 車
	"	10				10	4	832882	EMM - 1067ALT	連 携 絡 帯 車 型
	"	30				1	57	R 602823	EMM - 0164T	
	"	31				1	55	R 71418	"	"
	"	50				5	3	R 622588	EMM - 05HF/T	"
	"	51				5	17	2500418	CP - 5068T	"
	曲救西木 1					10	4	832880	EMM - 1067ALT	救 急 車

	固 定 局	基 地 局	車 載 移 動 局	携 帯 移 動 局
合 計	8	8 (7)	4 4 (1 3)	6 6

() 内は救急波

呼出名称 1 ~ 4 普通ポンプ自動車 (1 ~ 2 救急自動車)
5 水槽付ポンプ自動車
6 ~ 9 特殊消防車両 (救助工作車・はしご車)
10 ~ 19 連絡広報車
20 ~ 54 携帯局

周波数 消防波 1 C H 152.09MHz (市町村波)
2 C H 153.53MHz (県内波)
3 C H 148.75MHz (全国波)

4 C H 150.73MHz (全国波)
 5 C H 154.15MHz (全国波) ~ 消防波は単信方式
 救急波 147.40MHz (基地局)
 143.40MHz (移動局) ~ 救急波は複信方式

3 - 4 タクシー業務無線

田沢湖

事業所名	住 所	電話番号
生保内観光ハイヤー	田沢湖生保内字源左工門野 9 6 - 1	4 3 - 1 2 2 1
田沢観光タクシー	〃	4 3 - 1 3 3 1
抱き返り観光タクシー	田沢湖卒田字白簾 1 4 9 - 6	4 4 - 3 1 1 8

角 館

事業所名	住 所	電話番号
角館観光タクシー	角館町横町 4 2 - 1	5 4 - 1 1 4 4
中仙タクシー角館営業所	〃 上野 1 8 2 - 5	5 4 - 3 1 3 6
花 場 タ ク シ ー	〃 中菅沢 9 4 - 7 2	5 3 - 2 1 3 1
平和観光タクシー	〃 上新町 2 5 - 5	5 4 - 3 3 3 3

3 - 5 インターネットプロバイダ-

事業所名	住 所	電話番号
北仙北インターネット協議会 「きたうら花ねっと」	田沢湖卒田字早稲田 4 3 0	4 4 - 3 9 1 2

3 - 6 アマチュア無線局一覧表

田沢湖

	呼出符号		備 考
1	J R 7 R W W		
2	J A 7 C F G		
3	J F 7 C C B		
4	J M 7 O J G		
5	J A 7 X G V		
6	J E 7 D Z Y		
7	J M 7 I D X		
8	J K 7 L B C		
9	J H 7 U D R		
10	J H 7 X G A		
11	J H 7 L R K		
12	J E 7 D I C		
13	J E 7 K R V		
14	J E 7 M W J		

15	JG7ALI		
16	JG7GWW		
17	JG7LKG		
18	JI7UFF		

	呼出符号		備考
19	JI7XFG		
20	JK7HAX		
21	JK7IOC		
22	JL7MMM		
23	JL7SJD		
24	JO7AWG		
25	JG7KCA		
26	JH7NKX		

角 館

	呼出符号		備考
1	JA7ND		
2	JA7HFG		
3	JA7WCQ		
4	JH7BDV		
5	JH7GMO		
6	JH7RXY		
7	JH7UPA		
8	JR7CXH		
9	JR7JKG		
10	JF7CIK		
11	JJ7FIV		
12	JK7DWR		
13	JL7CIC		
14	JM7HYJ		

西 木

	呼出符号		備考
1	JJ7FIK		
2	JJ7WAQ		
3	JM7XJA		
4	JJ7FIJ		
5	JJ7KSH		
6	JF7WEQ		
7	JJ7QVO		
8	JM7SSC		
9	JJ7VVO		
10	JK7ORK		

11	JK7FXK		
12	JF7GFT		
13	JJ7ANW		
14	JI7NWC		
15	JG7BEI		

	呼出符号		備考
16	JJ7PLH		
17	JH7JTG		
18	JG7IRL		
19	JH7RXV		
20	JL7EXO		
21	JK7IOC		
22	JG7QDI		
23	JJ7WAO		
24	JG7IFE		
25	JK7LUF		

4 医療体制に関する資料

(1) 二次医療圏病院数等

【平成17年度病院報告より】

二次医療圏域名	市町村名	病院数	病床数	病院に勤務する医師数 (単位：人)			病院に勤務する看護師・准看護師数 (単位：人)
				常勤	非常勤	計	
大曲・仙北	大仙市	6	1,432	106	17	123	920
	仙北市	2	416				
	美郷町	0	0				

(2) 関係機関が保有する救急自動車・患者搬送用自動車数

【平成18年1月末日現在】

二次医療圏域名	医療機関保有			市町村保有	
	救急自動車	患者搬送用自動車		患者搬送用自動車	
	台数	台数	搬送定員	台数	搬送定員
大曲・仙北	1	5	41	2	9

(3) 消防本部が保有する救急自動車及び救急隊員

【秋田県地域防災計画 資料編より】

区分	救急指令装置数	救急自動車数			救急隊員数				備考
		計	高規格	普通型	計	専任	兼任	計のうち救急救命士数	
消防本部									
大曲仙北広域市町村圏組合	1	11	1	10	117	44	73	5	

5 自主防災組織に関する資料

(1) 自主防災組織の概要

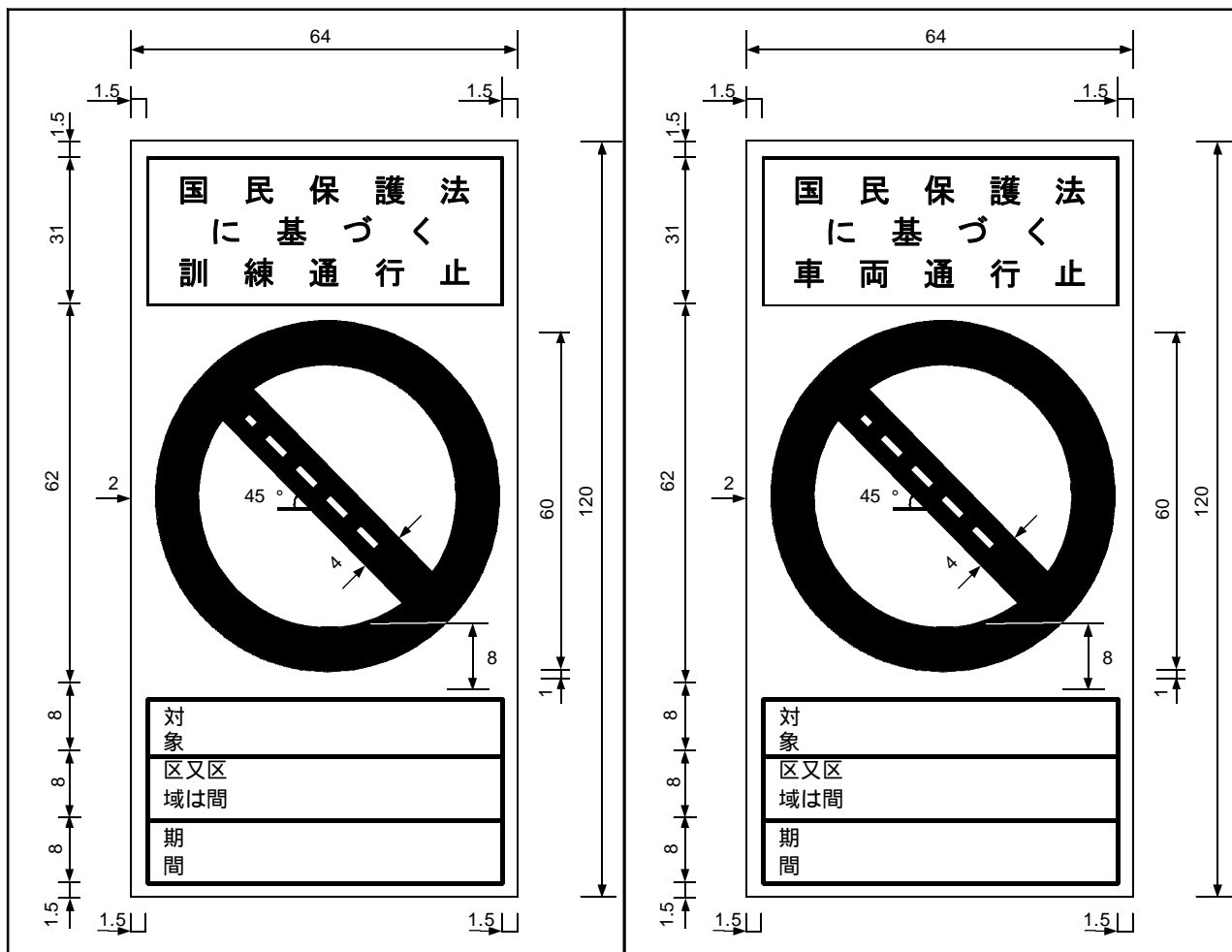
組 織 名	構 成	構成員	設 立 年 月 日	備考
角館東前郷北部私設消防団	町内会	20	昭和26年4月1日	田沢湖
小松私設消防応援団	町内会	21	昭和28年7月1日	〃
神代中央私設消防団	町内会	24	昭和28年9月1日	〃
生田私設消防団	町内会	22	昭和45年4月1日	〃
岡崎私設消防団	町内会	24	昭和45年4月1日	〃
梅沢西部私設消防団	町内会	19	昭和32年8月25日	〃
神代西部私設消防団	町内会	27	昭和32年8月25日	〃
梅沢北部私設消防団	町内会	16	昭和31年4月1日	〃
卒田南私設消防団	町内会	27	昭和47年8月1日	〃
柏林私設消防団	町内会	18	昭和49年6月1日	〃
神代北部私設消防団	町内会	27	昭和51年7月28日	〃
下生田自衛消防団	町内会	16	昭和53年10月1日	〃
真崎野地区私設消防団	町内会	23	昭和55年10月1日	〃
生田婦人消防隊	町内会	13	昭和61年11月30日	〃
荒川尻婦人消防隊	町内会	15	平成2年12月7日	〃
大場私設消防団	町内会	11		角館
山谷私設消防団	町内会	9		〃
高屋敷自衛消防隊	町内会	6		〃
釣田自衛消防隊	町内会	59		〃
赤平自衛消防隊	町内会	6		〃
野原自衛消防隊	町内会	13		〃
角館北部地域自主防災会	町内会	66	平成13年1月1日	〃
瀧野私設消防団	町内会	38		西木
北部私設消防団	町内会	32		〃
西明寺私設消防団	町内会	82		〃
高野・上門屋私設消防団	町内会	20		〃
小湊野私設消防団	町内会	20		〃
畑中私設消防団	町内会	15		〃
計		689		

6 交通規制に関する資料

(1) 通行の禁止又は制限についての標示

国民保護法第42条第2項関係

国民保護法第155条第1項関係



備 考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(2) 緊急通行車両の確認事務処理要領

秋田県が行う災害時における緊急通行車両の確認事務処理について

災害対策基本法第 76 条及び同法施行令第 33 条に基づいて、知事が行う緊急通行車両の確認事務手続は次によって行うものとする。

ア 緊急通行車両の意義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要であると認めて確認した車両である。

イ 確認対象車両

災害応急対策のため、災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両として確認する車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両である。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。
- (イ) 消防・水防その他応急措置に関するもの。
- (ウ) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの。
- (エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの。
- (オ) 施設及び設備の応急復旧に関するもの。
- (カ) 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの。
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止又は拡大防止のための措置に関するもの。

ウ 緊急通行車両の確認

緊急通行の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、県における確認は次のとおりである。

- (ア) 県有の車両及び借り上げ車両の確認は、総合防災課が行う。
上記車両のうち、災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、使用者の申出により、事前に確認することができる。
- (イ) ア以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により、警察本部及び各警察署が行う。

エ 確認事務処理

(ア) 申請受理

緊急通行車両確認の申出は別紙様式 1 「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その場で申請内容を慎重に審査して確認し、別紙様式 4 「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにすること。

(イ) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは当該車両の使用者に対し、別紙様式 2 「緊急通行車両確認証明書」及び別紙様式 3 「緊急通行車両の標章」を交付すること。

(ウ) 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度緊急通行車両確認申請受理簿の様式により、県知事（総合防災課防災班）に報告すること。

オ 留意すべき事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申請を受理できるようにしておくこと。また保管には十分留意し紛失などのないようすること。

秋田県公安委員会が行う災害時における緊急通行車両の確認事務処理について

災害対策基本法第 76 条及び同法施行令第 33 条に基づいて、公安委員会が行う緊急通行車両の確認は次の事務手続により行うものとする。

ア 緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための車両で、当該車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が必要と認めて確認した車両をいう。

イ 確認対象車両

災害対策基本法第 76 条に規定する緊急通行車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両をいう。

- (ア) 警報の発令及び伝達、並びに避難の勧告、又は指示に従事するもの。
- (イ) 消防、水防、その他応急措置に従事するもの。
- (ウ) 被害者の救護、救助、その他保護に従事するもの。
- (エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に従事するもの。
- (オ) 施設及び設備の応急復旧に従事するもの。
- (カ) 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの。
- (キ) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に従事するもの。
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止、又は拡大防止のための措置に従事するもの。

ウ 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、公安委員会が行うことになっているが、車両の使用者の申出により、各警察署長が専決事務として行う。

エ 確認事務処理

(ア) 事務担当

緊急通行車両確認の事務処理は、各警察署の交通課（地域交通課）において行うこと。

(イ) 申請受理

緊急通行車両確認の申出は、別添様式第 1 号「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その際、車両の使用目的、使用目的、輸送日時、輸送経路等を慎重に審査して確認に努め、別添様式第 4 号「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにしておくこと。

(ウ) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは、当該車両の使用者に対し、別添様式第 2 号「緊急通行車両確認証明書」及び別添様式第 3 号「緊急通行車両の標章」を交付すること。

(エ) 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度様式第 4 号の「確認申請受理簿」の様式により警備第二課警備実施係に報告すること。

(オ) 留意事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて保管し、いつでも申請を受理できるような適正な保管管理に留意すること。

(カ) その他

緊急通行車両の証明書及び標章の交付は、警察本部においても行うことができる。

(様式 1)

平成 年 月 日

秋 田 県 知 事 殿
秋 田 県 公 安 委 員 会

申請者住所

氏 名

企業の名称

緊 急 通 行 車 両 確 認 申 請 書

つぎのとおり緊急輸送を行いたいのので確認のうえ証明書を交付してください。

車 両 番 号			
輸 送 人 員 ま た は 品 名			
使 用 者 の 住 所、氏 名			
輸 送 日 時	月 日 出 発		月 日 時 到 着 予 定
輸 送 経 路	出 発 地	主 要 経 由 地	目 的 地

(様式 2)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 印 公 安 委 員 会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	()局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(様式3)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(様式4)

緊急通行車両確認申請受理簿

受付 年月日	受付 番号	確認 番号	申請者		輸送 目的	車両番号	期 間	輸送経路
			住 所	氏 名				

7 赤十字標章等の特殊標章等に関する資料

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成17年8月2日

赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の
運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)（りを除く。）において同じ。）をいう。以下2において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関
- (エ) (ア)から(ウ)まで及び(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。(2)(ア)において同じ。)

において医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(イ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図 1]



- ・ 場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・ 場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・ 赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・ 対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

特殊信号

- ・ 対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・ 特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書（以下「第一追加議定書」という。））附属書I第3章の規定によるものとする。

身分証明書

- ・ 常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
 - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、省の職員、救援を行う（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A

B O式及びR h式)が記載されていること。

- ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
- ・ 常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていないなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・ 許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・ 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・ 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・ 平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。(7)において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

(平成15年法律第79号)第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

・許可権者(国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。)は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

(ア) 当該指定行政機関の職員(その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。)で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

都道府県知事が交付等を行う対象者

(ア) 当該都道府県の職員((ア)及び (ア)に定める職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

警視總監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

(ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該警視總監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該警視總監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

市町村長が交付等を行う対象者

(ア) 当該市町村の職員(当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、 (ア)及び (ア)に定める職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長が交付等を行う対象者

(ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

水防管理者が交付等を行う対象者

(ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

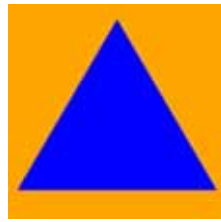
(3) 特殊標章等の様式等

特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0,M-36,Y-100,K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100,M-100,Y-0,K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色

及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図 2]



- ・ 場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・ 場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・ 対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

身分証明書

- ・ 身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第 15 条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式 4 のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、 省の職員、 県の職員、指定地方公共機関である × × の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章(公印)が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。(いずれも印刷されたもので差し支えない。)
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型(A B O 式及び R h 式)が記載されていること。
- (4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項
 - ・ 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民

保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1]

(別紙)

赤十字 交 付
標章等に係る 申請書
特 殊 使用許可

平成 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名:(漢字) (ローマ字).....	生年月日(西暦)年 月 日
---------------------------------	------------------------

申請者の連絡先 住所:〒 電話番号:..... E-mail:.....	写 真 縦4×横3cm <small>(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</small>
---	---

識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身長:.....cm 眼の色:..... 頭髪の色:..... 血液型:.....(Rh因子.....)
--

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄) 資格: 証明書番号:..... 交付等の年月日:..... 有効期間の満了日:..... 返納日:.....

[様式 3]

表面

<p style="text-align: center;">（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）</p> <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の</p> <p style="text-align: center;">PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>_____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	
--	--

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））

[様式 4]

表面

<p style="text-align: center;">（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）</p> <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>_____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	
--	--

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））

第2 避難・退避に関する資料

(1) 輸送網に関する資料

道 路 表

田沢湖地区

	路線区分	路 線 名	管理者
1	国 道	国 道 4 6 号	国
2	"	国 道 1 0 5 号	県
3	"	国 道 3 4 1 号	"
4	県 道	田 沢 湖 ・ 西 木 線	"
5	"	西 山 生 保 内 線	"
6	"	田 沢 湖 畔 線	"
7	"	大 曲 田 沢 湖 線	"
8	"	田 沢 湖 停 車 場 線	市
9	"	神 代 駅 停 車 場 線	"
10	市 道	田 沢 線	"
11	"	造 道 石 神 線	"
12	"	生 保 内 中 央 線	"
13	"	武 蔵 野 滝 沢 線	"
14	"	柏 山 線	"
15	"	武 蔵 野 線	"
16	"	学 校 通 り 線	"
17	市 道	武 蔵 野 大 杉 沢 線	市
18	"	役 場 線	"
19	"	武 蔵 野 横 町 線	"
20	"	駅 野 中 線	"
21	"	生 保 内 街 道 線	"
22	"	向 生 保 内 線	"
23	"	四 十 程 向 田 線	"
24	"	梅 岡 線	"
25	"	東 田 線	"
26	"	岡 崎 線	"
27	"	神 代 線	"
28	"	中 央 線	"
29	"	中 学 校 線	"
30	"	抱 返 り 線	"
31	"	観 光 線	"
32	"	生 田 中 道 線	"
33	"	角 館 東 前 郷 線	"

角館地区

	路線区分	路線名	管理者
1	国道	国道46号	国
2	"	国道105号	県
3	県道	広久内角館停車場線	県
4	"	白岩角館線	"
5	"	西村長野線	"
6	"	角館長野線	"
7	市道	大町通線	市
8	"	田町荒屋敷線	"
9	"	小館菅沢線	"
10	"	花場菅沢線	"
11	"	横町線	"
12	"	野田雫田線	"
13	"	堂野口線	"
14	"	板井村線	"
15	"	釣田線	"
16	"	赤平線	"
17	"	荒屋敷下延線	"
18	"	抱返線	"
19	"	黒沢線	"
20	"	大威徳線	"
21	"	神代第1幹線	"
22	"	田町山公園線	"
23	"	舍利堂線	"
24	"	中央線	"
25	"	碓ノ石線	"
26	"	小勝田線	"
27	"	小倉山校線	"
28	"	岩瀬上野線	"
29	"	駅北南線	"
30	"	阿弥陀山線	"
31	"	山根線	"
32	"	岩瀬通1号線	"
33	"	岩瀬通2号線	"
27	"	下中町線	"
28	"	中部校道線	"
29	"	岩瀬通3号線	"
30	"	岩瀬下夕野2号線	"
31	"	上新町下川原2号線	"
32	"	上新町下川原3号線	"

西木地区

	路線区分	路線名	管理者
1	国道	国道105号	県
2	県道	上桧木内玉川線	県
3	市道	高野台グラウンド線	市
4	"	浦子内線	"
5	"	吉田球場線	"
6	"	小波内線	"
7	"	山口相内線	"
8	"	松葉停車場線	"
9	"	袖野球場線	"
10	"	袖野小倉見線	"
11	"	漆原小白川線	"
12	"	漆原道目木線	"
13	"	六本杉若宮崎線	"
14	"	西明寺幼稚園線	"
15	"	六本杉堂村線	"

臨時ヘリポート設置場所

地区名	臨時離着陸場 等の名称	設置場所住所	上段・緯度 下段・経度 (日本測地形)	所有者又は 管理者	電話番号	長さ・幅 (m)	施設規模 (大型機駐機可能)
田沢湖	生保内中学校 グラウンド	田沢湖生保内字武蔵野10 5-1	39°42'00'' 140°43'55''	仙北市	0187-43-1111	100×60	大型2
"	田沢湖スキー場 かもしか駐車場	田沢湖生保内字下高野地 内	39°45'53'' 140°46'11''	秋田県	0187-58-0520	200×45	大型1
"	玉川発電事務所 グラウンド	田沢湖田沢字蟹沢口	39°46'14'' 140°40'11''	秋田県	0187-42-2301	120×100	大型2
"	田沢湖高原駐車場	田沢湖生保内字駒ヶ岳	39°46'27'' 140°40'11''	秋田県	0187-58-0520	70×33	大型1
"	たつこ茶屋前駐車 場	田沢湖瀧字中山40	39°41'45'' 140°40'00''	仙北市	0187-43-1111	160×40	大型1
角館	落合河川公園	角館町西田地内	39°34'54'' 140°33'26''	仙北市	0187-43-1111	100×80	大型2
西木	紙風船上げ広場	西木町上桧木内字大地田 地内	39°48'40'' 140°35'10''	仙北市	0187-43-1111	140×110	大型2 (砂利)

第3 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する資料

1 生活関連等施設の安全確保に関する資料

(1) 生活関連等施設の概況

(県内に所在する生活関連等施設の種類毎の施設数)

【平成17年8月末日現在】

施行令 番号	生活関連等施設の種類	施設数
1	発電所・変電所	11
2	ガス発生設備・ガス精製設備・ガスホルダー	37
3	取水施設・貯水施設・浄水施設・配水池	2
4	鉄道施設・軌道施設	0
5	電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備	10
6	国内放送を行う放送局の無線設備	9
7	水域施設・係留施設	3
8	滑走路等・旅客ターミナル施設・航空保安施設	6
9	ダム（1級河川・2級河川のダム）	23
10-1	危険物取扱所（危険物質の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外貯蔵タンク、消防法第12条の7に基づき危険物統括保安管理者を定めなければならない事業所）	73
10-2	毒劇物営業者・特定毒物研究者の取扱所、毒劇物を業務上取り扱う者の取扱所（販売業については1ヶ月間で毒物で50t、又は劇物で1000tを販売した施設）	22
10-3	火薬類の製造所・火薬庫	81
10-4	高圧ガス製造施設・貯蔵設備（第1種製造所、第2種製造所）	122
10-5	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物処理施設	1
10-6	核原料物質使用施設、製錬施設	0
10-7	放射性同位元素使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	36
10-8	毒薬劇薬の薬局、販売業、製造者	805
10-9	LNGタンク、発電機冷却用水素ポンペ、脱硝酸アンモニアタンク	4
10-10	生物剤・毒素の取扱所、毒性物質の取扱所	0
	（合計）	1,245

施行令番号：国民保護法施行令第27条及び第28条の号番号を示す。

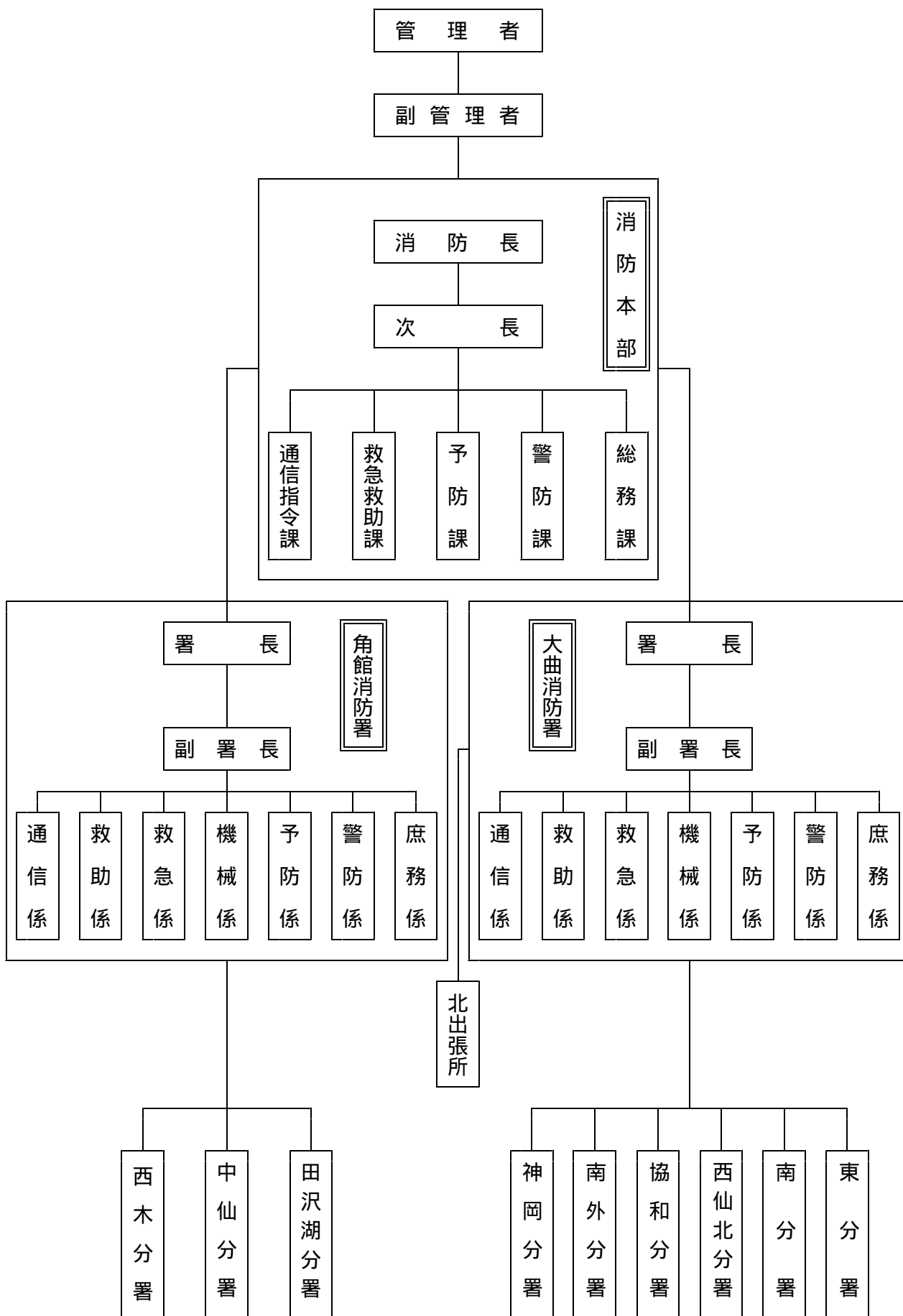
(例) 1 : 施行令第27条第1号に規定する施設

10-1: 施行令第27条第10号及び同令第8条第1号に規定する施設

施設の種類欄中の()部は、括弧内に示した基準により把握したことを示す。

2 消防に関する資料

(1) 消防本部・消防署一覧



3 廃棄物の処理に関する資料

(1) 一般廃棄物処分場 し尿

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
環境保全センター	角館町園田字古川37-3	54-3305	

一般廃棄物処分場 ごみ

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
環境保全センター	角館町園田古川37-3	54-3305	燃えるゴミ
田沢湖一般廃棄物最終処分場	田沢湖生保内字八木沢台16-2	43-1550	燃えないゴミ
角館一般廃棄物最終処分場	角館町下延明通111-1	55-5422	〃
西木一般廃棄物最終処分場	西木町小山田字高野93-3	47-3093	〃

(2) し尿収集運搬機材

名 称	所 在 地	電話番号	車両台数	
(有)おばこ環境清掃	田沢湖生保内字牛沢70-1	43-0828	2	
(有)堀川林業	田沢湖生保内字下高野61	46-2041	2	
羽後衛生社	角館町田町上丁4-1	54-3312	3	
高橋衛生社	角館町田町上丁53-2	54-1313	2	
西木美掃社	西木町門屋字大野関96	47-2824	2	

(3) ごみ収集運搬機材

名 称	所 在 地	電話番号	車 両	備 考
(有)堀川林業	田沢湖生保内字下高野61	46-2041	ゴミ収集車 2台	田沢湖地区
(有)テピック	田沢湖生保内字造道27	43-2553	ゴミ収集車 1台	〃
畠山清掃	田沢湖生保内字田向49	43-2270	ゴミ収集車 1台	〃
(有)おばこ環境清掃	田沢湖生保内字牛沢70-1	43-0828	ゴミ収集車 3台	〃
照井清掃	田沢湖生保内字造道27	43-0660	ゴミ収集車 2台	〃
細井孝	田沢湖卒田字上清水22	43-1559	トラック 1台	〃
照井岩蔵	田沢湖生保内字造道27	43-0607	トラック 1台	〃
(有)藤商	田沢湖生保内字武蔵野112-20	43-1604	トラック 3台	〃
小松商店	田沢湖生保内字街道ノ上32-2	43-0428	トラック 2台	〃
環境防災課	角館町東勝楽丁19	43-3308	汚泥吸収車 1台	角館地区
高橋衛生社	角館町田町上丁53-2	55-1314	ゴミ収集車 4台	〃
西木清掃	西木町上荒井字古堀田176	47-2354	ゴミ収集車 1台	西木地区

(4) 保健所別産業廃棄物処分場数

平成17年3月末現在

項目 保健所別	がれき類の 破 碎 施 設		木くずの 破 碎 施 設		産 業 廃 棄 物 の 焼 却 施 設		そ の 他 施 設		最 終 処 分 場 数
	施 設 数	処 理 能 力 合 計 (t/日)	施 設 数	処 理 能 力 合 計 (t/日)	施 設 数	処 理 能 力 合 計 (t/日)	施 設 数	備 考	施 設 数
大 館	17	9,782	11	1,617	14	1,514	12	汚泥脱水、中和等	2
北 秋 田	7	2,753	3	74	3	11	-	-	1
能 代	4	1,808	3	504	-	-	1	廃プラ破碎	-
秋田中央	10	6,052	4	1,275	1	15	11	汚泥乾燥、汚泥脱水等	1
秋 田 市	20	9,370	12	1,844	3	29	13	汚泥脱水、廃プラ破碎等	7
由利本荘	7	416	2	330	8	28	5	汚泥脱水、廃プラ破碎	-
大 仙	19	7,882	3	413	2	8	2	汚泥脱水、廃プラ破碎	1
横 手	11	3,713	4	1,304	3	25	-	-	-
湯 沢	7	3,363	1	21	2	61	-	-	4
合 計	102	45,139	43	7,382	36	1,691	44	-	16

廃棄物処理法に規定されている許可対象施設のうち、産業廃棄物処分業者が設置した施設及び公共関与施設を掲載。

最終処分場については、上記のうち、平成16年度に使用されていた施設を掲載。

4 文化財の保護に関する資料

(1) 国指定・県指定・市指定等文化財件数一覧

田沢湖地区

(有形文化財)

区分	指定年月日	名称
国指定	大15. 2. 24	秋田駒ヶ岳高山植物帯
"	昭27. 3. 29	玉川温泉の北投石
"	昭39. 5. 29	田沢湖の丸木ぶね 1 隻
"	昭50. 6. 23	草薨家住宅
県指定	昭29. 3. 16	検地竿 1 個
"	昭38. 2. 5	ゆきつばき自生北限地帯
"	昭59. 3. 10	金峰神社のスギ並木
"	平 3. 3. 6	玉川のヒメカイウ群生地
市指定	昭36.12.27	生保内関所跡
"	昭37. 5. 30	弥陀三尊碑(板碑)
"	昭37. 5. 30	縄文土器 壺 ^{かめ} 1 個
"	昭37. 5. 30	瑪瑙装身玉 ^{めのう} 1 個
"	昭37. 5. 30	陶器製位牌(荒川尻焼)
"	昭37. 5. 30	千手観世音菩薩像
"	昭37. 5. 30	神代杉
"	昭37. 5. 30	榎 ^{かや} の木
"	昭37.10.30	石 ^{らくせき} 経塚
"	昭37.10.30	大黒像
"	昭37.10.30	山の神像
"	昭38.10.15	戊辰の役生保内口戦跡地
"	昭38.10.15	楠木父子桜井駅談別の図額一面(平福徳庵画)
"	昭38.10.15	神徳皇恩の額
"	昭38.10.15	石灰華生成地
"	昭38.10.15	白山桜
"	昭38.10.15	上二球下五球算盤
"	昭40. 1. 29	磨製石棒
"	昭40. 1. 29	火縄銃
"	昭40. 1. 29	大沼の漁具・キッチ(割 ^{くりぶね} 船と箱船 ^{かい})・櫂
"	昭40. 1. 29	旧藩時代御薪検竿
"	昭40. 1. 29	旧藩時代国境の石標
"	昭43. 2. 6	武蔵野竪穴住居跡群

市指定	昭43. 2. 6	紙本着色あらし山桜花の襖絵 (平福穂庵画)
"	昭46.12.22	枝垂桜
"	昭52. 7.31	金峰神社拝殿、仁王像、力持像
"	昭61. 4.28	黒倉 B 遺跡出土品 222点
"	平 3. 7.11	土のぼつと一里塚
"	平 3. 7.11	おたすけ 助 小屋跡地
"	平 8. 5.16	古城山城跡
"	平15. 6.26	石刻千手観音像
"	平15. 6.26	親郷肝煎り屋敷

(無形文化財)

区 分	指定年月日	名 称
市指定	昭54.10.31	梅沢ささら
"	平 7.10. 5	石神番楽
"	平 9. 6. 3	生保内田植踊り
"	平15. 6.26	生保内岡本新内

角館地区

(有形文化財)

区 分	指定年月日	名 称
国指定	昭49.10 .9	角館のシダレザクラ152本
"	昭50. 2.18	桧木内川堤 (サクラ) 1,950m
"	昭51 .9 .4	仙北市角館伝統的建造物群保存地区
"	昭51 .9 .4	旧角館製糸工場
県指定	昭28.10. 5	白岩焼10点
"	昭28.10. 5	白岩焼角皿1点
"	昭31. 5.21	染付磁器 荒川尻焼大皿
"	昭38. 2. 5	刀 銘天野河内助藤原高真作1口
"	昭42. 9.26	古黄瀬戸鉢1点 青磁椀 (明代) 3点
"	昭31. 5.21	花葉集上・下2冊
"	平 4. 4.10	雲巖寺山門1棟
"	平14. 3.19	旧松本家住宅主屋1棟
"	昭29. 3. 7	古樺細工12点
"	昭28.10. 5	白岩焼窯跡6ヶ所
"	昭48. 7.12	武家屋敷青柳家
"	昭48.12.11	武家屋敷岩橋家
市指定	昭47. 4. 1	秋田蘭画10幅
"	昭56. 3.24	花下美人図絵額1面
"	昭56. 3.24	大威徳明王像絵額1面
"	昭56. 3.24	岩に葵図1幅
"	昭56. 3.24	郭子儀1幅
"	昭56. 3.24	岩に百合1幅
"	昭56. 3.24	桑摘み1幅
"	昭56. 3.24	海靨蟠桃の図1幅
"	昭56. 3.24	花鳥図3幅 (鶏、双鳩、鹿)

市指定	昭56. 3.24	岩瀬風景図六曲一隻
"	昭56. 3.24	墨竹1幅
"	昭56. 3.24	西王母1幅
"	昭56. 3.24	阿仁鉷山絵巻1巻
"	昭56. 3.24	角館の四季4幅
"	昭56. 3.24	見物席1面
"	昭56. 3.24	みみずく1幅
"	昭56. 3.24	小倉山1面
"	昭56. 3.24	晴れた海1面
"	昭56. 3.24	武家屋敷1面
"	昭56. 3.24	愛染明王1幅
"	平 1. 4.14	岩に牡丹に小倉図1幅
"	平 1. 4.14	花鳥図1幅
"	平 2. 4.25	木槿の頃1幅
"	平 2. 4.25	孔雀六曲一双
"	平 9.12. 5	山静日長
"	平15. 9. 4	古城山
"	昭52. 9. 2	刀剣3口
"	昭52. 9. 2	刀剣2口
"	昭53. 4.11	黒釉かめ(刻印二滝)1点
"	昭53. 4.11	掛流火留(刻印イ直)1点
"	昭53.12. 6	菊文かめ(刻印口亀)1点
"	昭53.12. 6	なまこ釉切立(刻印八吉)1点
"	昭53.12. 6	葡萄葉文かめ(刻印宝夕)1点
"	昭53.12. 6	小豆辰砂尊1点
"	昭53.12. 6	水指(刻印為)1点
"	平 4.12. 4	樺細工 油煙形蛸入四段印籠1点
"	平 4.12. 4	樺細工 置物「馬」1点
"	平 4.12. 4	樺細工 白鳥皮平形二段印籠1点
"	平 4.12. 4	樺細工 無地皮眼鏡入1点
"	平 4.12. 4	樺細工 銀皮平形二段印籠1点
"	平 4.12. 4	刻線幾何文蓋付かめ(刻印八鉄)1点
"	平 4.12. 4	荒川尻焼 恵比寿人形1点
"	平 4.12. 5	報身寺梵鐘(浄国山鐘)1点
"	平 4.12. 5	青銅阿弥陀如来坐像1点
"	平11.12. 6	樺細工 置物「牛」1点
"	昭55. 8. 9	短歌掛軸 双曲2幅
"	昭47. 4. 1	烏帽子於也2冊
"	昭47. 4. 1	解体新書5冊
"	昭47. 4. 1	角館屋敷割絵図3巻
"	昭47. 4. 1	御薪方御備絵図6巻
"	昭48.10.24	一切経1,920冊
"	平11.12. 6	箭田野家文書4通
"	昭56. 3.24	板碑1基
"	平 2. 5.10	傘型連判書1枚
"	昭61.10. 1	安藤家煉瓦造蔵座敷1棟

市指定	昭61.10. 1	七面堂1棟
"	平 1. 4.14	旧芦名家兵具庫1棟
"	平11. 3.15	戸沢家住宅1棟
"	昭52.10. 1	古樺細工6点
"	昭53.12. 6	算額2面
"	昭48.10.24	千体仏700体
"	平 4.12. 4	谷地町ささら獅子頭3点
"	昭50. 8. 6	武家屋敷 石黒家
"	昭50. 8. 6	武家屋敷 河原田家
"	昭50. 8. 6	武家屋敷 小野田家
"	昭50. 8. 6	陶家門、脇塀、生垣
"	昭52.10. 1	天寧寺山門
"	昭52.10. 1	常光院本堂
"	平 1. 4.14	芦名氏墓地
"	平 8. 4.12	古城山跡地(角館城跡地)
"	平16. 9. 4	白岩城跡
"	昭61.10. 1	姥杉1本
"	昭61.10. 1	姥桜1本
"	平11.12. 6	岩橋家のカシワ

(無形文化財)

区分	指定年月日	名 称
国指定	平 3. 2.21	角館祭りのやま行事
県指定	昭39.11.17	白岩ササラ
"	昭46.12.18	下川原ササラ
市指定	平 4.12. 4	広久内ササラ
"	平 4.12. 4	堂ノ口ササラ
"	平14. 4. 5	角館の火振りかまくら

西木地区

(有形文化財)

区分	指定年月日	名 称
県指定	昭29. 3. 7	大国主神社本殿1表門1
"	昭30. 1.24	木造阿弥陀如来坐像・薬師如来立像勢至菩薩立像
"	昭62. 3.17	門屋城址
県指定	昭62. 3.17	古堀田城址
"	昭59. 3.10	真山寺の乳イチョウ
市指定	昭37. 8.30	十六羅漢画像
"	昭37. 8.30	弘法大師自画自賛
"	昭37. 8.30	長山孔寅筆大黒恵比寿
"	昭37. 8.30	長山孔寅筆大黒恵比寿
"	昭37. 8.30	木造大黒天
"	昭37. 8.30	阿弥陀如来立像
"	昭62. 3.30	木像仁王立像
"	昭37. 8.30	版木
"	昭37. 8.30	鰐口

市指定	昭37. 8.30	羽子板
"	昭58. 6. 1	瑞花双ラン鏡
"	昭37. 8.30	天文銘記納札
"	昭37. 8.30	胎内経
"	昭37. 8.30	大般若経
"	昭37. 8.30	小山田ささら巻物
"	昭37. 8.30	益戸滄州筆扁額
"	昭37. 8.30	佐竹義躬筆扁額
"	昭37. 8.30	浄阿著書
"	昭37. 8.30	浄阿筆鐘馗
"	平 8. 3.14	御条目
"	平 8. 3.14	扇面
"	昭37. 8.30	石器・土器
"	昭58. 4. 1	袖野ストーンサークル
"	昭63. 3.31	八津経塚
"	昭58. 4. 1	イチイ
"	昭58. 4. 1	五葉松
"	昭58. 4. 1	杉
"	昭58. 4. 1	栗
"	昭58. 4. 1	柏
"	昭58. 4. 1	桂
"	昭58. 4. 1	枝垂れ桜
"	昭58. 7.19	公孫樹

(無形文化財)

区 分	指定年月日	名 称
県指定	昭39.11.17	戸沢ささら
"	平 3. 3.19	中里のカンデッコあげ行事
市指定	昭58. 4. 1	金比羅裸まいり
"	昭58. 4. 1	小山田ささら
"	昭58. 4. 1	潟野番楽
"	昭60.12.20	吉田神楽

5 被災情報に関する資料

(1) 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官

改正	平成6年12月	消防災第	279号
	平成7年4月	消防災第	83号
	平成8年4月	消防災第	59号
	平成9年3月	消防情第	51号
	平成12年11月	消防災第	98号
		消防情第	125号
	平成15年3月	消防災第	78号
		消防情第	56号
	平成16年9月	消防震第	66号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告を求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

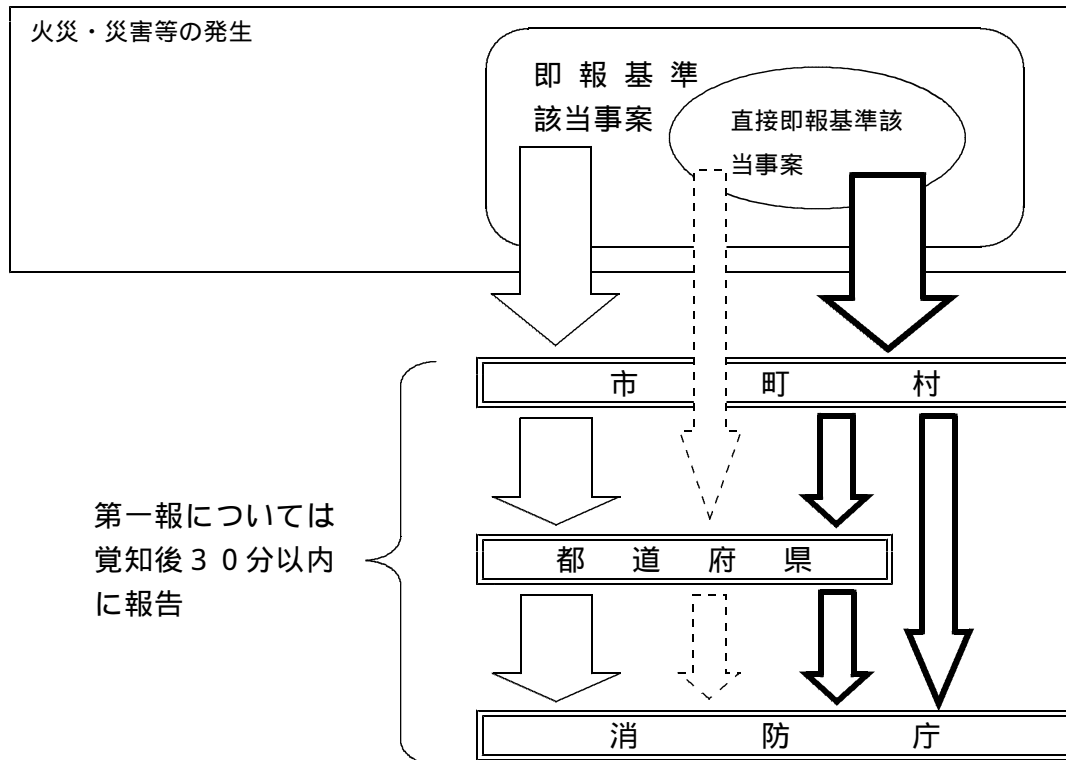
ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(爆発を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(5)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1) 死者が3人以上生じたもの

2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

1) 特定防火対象物で死者の発生した火災

2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。

ウ) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ) 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1) 2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1) 2)に同じ
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1) 2)に同じ

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」、「林野火災」、「車両火災」、「船舶火災」、「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) リ災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「（株） 工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となつた物質で、欄中、該当するものの記号を で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(7) 施設の概要

「 と××を原料とし、触媒を用いて* *製品を作る 製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被爆ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア)「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ)「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式 - その1(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式 - その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者	重症 人 中等症 人 軽症 人				
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全半焼棟数 部分焼ば	棟棟棟 } 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他	台	人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()		
発生場所			
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分
消防覚知方法	気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()		
施設の概要	危険物施設の区分		
事故の概要			
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人(人)
		重症	人(人)
		中等症	人(人)
		軽症	人(人)
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関	自衛防災組織	人
		共同防災組織	人
		その他	人
	消防本部(署)	台	人
		台	人
		台	人
		人	人
		人	人
海上保安庁	人	人	
	人	人	
自衛隊	人	人	
	人	人	
その他	人	人	
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

都道府県				区分		被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			田	流失・埋没	ha	
					冠	水	ha
報告者名				畑	流失・埋没	ha	
					冠	水	ha
				文教施設		箇所	
				病院		箇所	
区分		被害		道路		箇所	
人的被害	死者	人		橋りょう		箇所	
	行方不明者	人		河川		箇所	
	負傷者	重傷	人	港湾		箇所	
		軽傷	人	砂防		箇所	
住家被害	全壊	棟		清掃施設		箇所	
		世帯		崖くずれ		箇所	
		人		鉄道不通		箇所	
	半壊	棟		被害船舶		隻	
		世帯		水道		戸	
		人		電話		回線	
	一部破損	棟		電気		戸	
		世帯		ガス		戸	
		人		ブロック塀等		箇所	
	床上浸水	棟		り		災世帯数	世帯
		世帯		り		災者数	人
		人		火災発生		建物	件
非住家	公共建物	棟			危険物	件	
	その他	棟			その他	件	

区 分		被 害	災等 害の 対設 策置 本状 部况	都 道 府 県	市 町 村
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 適 害 用 市 救 町 村 助 名 法	計	団 体
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
被 害 総 額	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 				

被害額は省略することができるものとする。

第4 救援に関する資料

1 救援の原則に関する資料

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成16年9月17日
厚生労働省告示第343号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を定め、平成十六年九月十七日から適用する。

(救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のた

め支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百三十八万五千元以内とすること。
 - (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百円（冬季については別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。
- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文及び第三項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第七條の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百三十八万五千元以内とすること。
- ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千十円以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)

及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万七千三百円	二万二千二百円	三万二千七百円	三万九千九百円	四万九千六百円	七千二百円
冬季	二万八千五百円	三万六千八百円	五万四千四百円	六万三千三百円	七万五千六百円	一万三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

二 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額

以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺(附属品を含む。)
 - ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - ハ 骨つば及び骨箱
- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人十九万三千元以内、小人十五万四千四百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応

急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十一万円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。)の小学部児童を含む。以下同じ。) 中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。) 及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。) 中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。) 特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。) に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のために支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千四百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 四千八百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものである

こと。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費をを加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万七千円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令

平成16年12月20日
厚生労働省令第170号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（第五十二条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第一

収用第 号	公 用 令 書	氏名 住所			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		第81条第2項 第81条第4項 第183条において準用する第 第183条において準用する第			
81条第2項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 81条第4項					
（理由）					
年 月 日			処分権者 氏名 印		
収用すべき物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第二

保管第 号 公 用 令 書 氏名 住所 第81条第3項 第81条第4項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第183条において準用する第183条において準用する第																									
81条第3項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 81条第4項																									
(理由) 年 月 日																									
処分権者 氏名 印																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">保管すべき物資の種類</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 25%;">保管すべき場所</th> <th style="width: 20%;">保管すべき期間</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																					

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

別記様式第三

使用第 号 公 用 令 書 氏名 住所 第82条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第183条において準用する第																																								
82条 の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。																																								
(理由) 年 月 日																																								
処分権者 氏名 印																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 15%;">所在場所</th> <th style="width: 10%;">範 囲</th> <th style="width: 10%;">期 間</th> <th style="width: 10%;">引 渡 月 日</th> <th style="width: 10%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																	

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

別記様式第四

取消第 号	公 用 取 消 令 書
	氏名
	住所
	第81条第2項 第81条第2項 第81条第2項 第81条第4項 第183条において準用する第 第183条において準用する第 第183条において準用する第 第183条において準用する第
81条第2項 81条第4項 81条第4項 81条第4項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
81条第2項 81条第4項 81条第4項 81条第4項	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分
	を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 ^{第16} _{第52}
	条において準用する第16条の規定により、これを交付する。
	（取り消した処分の内容）
	年 月 日
	処分権者 氏名 印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(3) 仙北市災害救助物資備蓄一覧

品名	単位	田沢湖 防災倉庫	田 沢 出張所	神代 出張所	角館 水防倉庫	西木 庁舎	西木 水防 倉庫	西木 社協	吉田 体育館	合 計
毛布	枚	150	50	100	330			100		730
タオル	枚	300	100	200				600		1,200
飲料用水袋	枚	500	200	300	50				200	1,250
飲料用水保存器等	個				8					8
非常食	食	630		180	300					1,110
敷物	枚	50	20	30	65		21		10	196
ランタン、ラジオ付ラ イト、キャンドル	個				65	10				75
ローソク	本								100	100
電工ドラム	台				2					2
クーラーボックス	組				2					2
紙おむつ(大人用)	袋				4					4
紙おむつ(子供用)	組				12					12
ミルク	缶				4					4
生理用品	個				6					6
トイレットペーパー	箱				1					1
レジャーセット	個				60					60
電池	個				100					100
救急セット	個				1	2		2		5
携帯用拡声器	基				2					2
土のう袋	枚						2,500			2,500

2 収容施設の供与に関する資料

(1) 指定避難施設の概況

【平成18年2月3日指定】

市町村	指定避難施設数	避難計画人数(屋内)	避難計画人数(屋外)
大 仙 市	152	46,203	121,475
仙 北 市	48	23,400	87,628
美 郷 町	46	19,320	25,240
横 手 市	169	72,890	423,821

避難計画人数は、秋田県地域防災計画資料編に掲載された「避難計画人数」を参考として掲載した。

(2) 福祉避難所候補施設の概況

【平成17年4月1日現在】

市町村	養護老人ホーム	特別養護老ホーム	介護老人保健施設	老人福祉総合エリア
大 仙 市		8	4	
仙 北 市	1	3	2	
美 郷 町		3	1	
横 手 市	1	3	1	

(3) 宿泊施設の概況

【平成17年3月末日現在】

市町村名	ホテル			旅館		
	施設数	客室数	収容定員数	施設数	客室数	収容定員数
大 仙 市	7	367	435	45	496	2,065
仙 北 市	6	192	476	146	1,926	7,531
美 郷 町				7	149	786
横 手 市	4	369	530	16	187	780

3 食品の供与及び飲料水の供給に関する資料

(1) 仙北市学校給食施設の概況

【平成17年5月1日現在】

区 分	共 同 調 理 場		単 独 校 調 理 場	
	数	供給食数	数	供給食数
仙 北 市	3	2,317		

(2) 仙北市水道施設の概況

【平成17年11月末日現在】

区 分	上水道	簡易水道		専用水道	小規模水道	合 計
		公 営	その他			
仙 北 市	2	13	1	7	1	24

(3) 仙北市が保有する給水機材一覧

【平成17年11月末日現在】

区分	給水車 (タンク 一体型)	給水タンク (トラック積載型等)								給水用ポリ容器							給水用ポリ (ビニール)袋				給水タン ク等運搬 用トラック (台数)
		m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	・	・	・	・	・	・	その他	・	・	・	その他	
市町村	2.00	2.00	1.50	1.00	0.60	0.50	0.30	0.22	600	70	20	18	10	5	その他	20	18	10	その他		
仙 北 市				3		5					110										2

4 埋葬・火葬に関する資料

(1) 仙北市火葬場一覧

市町村	名称	所在地	管理部署	炉数
仙 北 市	大曲仙北広域市町村圏組合北部斎場	仙北市角館町岩瀬字鳥木沢133	大曲仙北広域市町村圏組合	2
	田沢湖斎場	仙北市田沢湖生保内字武蔵野76	仙北市環境防災課	1

(2) 仙北市が設置する墓地一覧

市町村	施設名	所在地	管理者(部署)
仙 北 市	外ノ山霊園	仙北市角館岩瀬字鳥木沢146	仙北市環境防災課
	柏山墓地公園	仙北市田沢湖生保内字柏山39-1	〃
	門屋墓地公園	仙北市西木門屋字入江97-6	〃

第5 安否情報に関する資料

1 安否情報の収集・提供に関する資料

- (1) 「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について（平成17年4月1日消防国第22号消防庁国民保護室長通知）

写

消防国第22号
平成17年4月1日

各都道府県国民保護主管部長

殿

各指定都市国民保護主管局長

消防庁国民保護室長

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について（通知）

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）は、平成17年4月1日に施行されましたので別紙1のとおり送付します。

また、安否情報の収集及び提供に関する基本的な留意事項については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行について」（平成16年9月17日消防国第1号消防庁長官通知）によりお知らせしたところですが、安否情報省令の施行を踏まえ、安否情報の収集及び提供に係る留意事項の詳細について別添のとおり、通知します。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

【別紙 1】

総務省令第四十四号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

平成17年3月28日

総務大臣 麻生 太郎

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

（安否情報の報告方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項（法第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第一号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第二条 法第九十五条第一項（法第八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第二号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の回答方法）

第三条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第三号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第二条及び第三条
--	----------

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日	
申 請 者 住 所 _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	
	その他個人を識別するための情報	
申 請 者 の 確 認		
備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 印の欄は記入しないこと。

安否情報回答書

殿	年 月 日 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
照会に係る者	住 所		
	氏 名		
	フリガナ		
出生の年月日		男 女 の 別	
国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）		その他個人を識別するための情報	
居 所		負傷又は疾病の状況	
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

(別添)

第一 安否情報の収集及び提供に関する基本的事項

1 他の国民保護のための措置との関係について

安否情報の収集及び提供は、武力攻撃事態等という極限状況中で行う措置であることから、一定の限界があり、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行えば足りるものであることに留意すること。

2 個人情報の保護等への配慮について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)の規定及び国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。)を踏まえ、安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由について特に配慮願いたいこと。

第二 安否情報の収集に関する事項

1 市町村長の行う安否情報の収集

(1) 市町村長は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を行うものとする。

(2) 市町村長は、(1)に加えて、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集について協力を求めるものとする。

2 都道府県知事の行う安否情報の収集

(1) 都道府県知事は、市町村長の行う安否情報の収集を支援するという立場から、当該都道府県の区域内の市町村における安否情報の収集法、収集先などの安否情報収集体制を平素から把握することにより、都道府県と市町村の安否情報収集における役割分担を定めるものとする。

また、必要に応じ市町村における体制整備のための助言を行うよう努め、体制が不十分な市町村に対しては必要な支援を行うよう努めるものとする。

(2) 都道府県知事は、必要に応じて自ら安否情報を収集するほか、都道府県警察への安否情報の照会を行い、また、運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集について協力を求めるものとする。

第三 安否情報の報告に関する事項

1 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告

- (1) 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告は、安否情報省令に規定する様式第1号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面の送付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、別紙2の記入例を参考にすること。

安否情報の報告は、収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、できる限り電子データを電子メールで送信することにより行うものとする。

ただし、武力攻撃災害等により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができるものとする。

(2) 安否情報の報告時期

安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導、避難住民等の救援その他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、市町村長の判断により都道府県知事に報告するほか、都道府県知事からの報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告するものとする。

都道府県知事は、消防庁からの助言等に基づき、又は独自の判断で、市町村長に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定するものとする。

都道府県知事は、特に必要があると認める場合には、市町村長に対し、死亡した者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めることができるものとする。

2 都道府県知事から総務大臣（消防庁）への安否情報の報告

- (1) 都道府県知事から総務大臣（消防庁）への安否情報の報告は、市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告に準じて行うものとする。

なお、安否情報の報告先については、武力攻撃事態等において消防庁対策本部が設置された後に、速やかに消防庁対策本部から都道府県知事に対し連絡され、また、安否情報の報告時期については、適宜消防庁対策本部から都道府県知事に連絡されることに留意すること。

- (2) 都道府県は、市町村長からの報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、名寄せ等を行いきる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めるとともに、重複が排除できない情報や真偽が定かではない情報については、安否情報報告書の備考欄に記述するなど、その旨を明らかにして報告するものとする。

第四 安否情報の照会に関する事項

1 安否情報の照会

- (1) 安否情報の照会をしようとする者は、原則として、安否情報省令に規定する様式第2号の安否情報照会書に必要な事項を記載した書面を提出することにより行うものとされている。そのため、武力攻撃事態等において、地方公用団体の長は、下記の事項に留意し、別紙3の記入例を参考として、適切な安否情報の照会が行われるよう住民に対し周知等を行うものとする。

安否情報の照会は、原則として、照会窓口で安否情報照会書を提出することにより行うものとする。

ただし、安否情報について照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合や窓口で人が殺到すること等による危険を回避するため必要がある場合等には、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により照会を行うことができるものとする。

- (2) 安否情報の照会に当たっては、照会をする理由、照会に係る者を特定するために必要な事項等を明らかにさせるとともに、必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提示を求めるものとする。

また、(1)の窓口における書面の提出による照会以外の場合にあっても、同様に、必要な事項を明らかにさせること。

第五 安否情報の回答に関する事項

1 安否情報の回答

- (1) 安否情報の回答方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報回答書に必要な事項を記載した書面の交付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、別紙4の記入例を参考とすること。

安否情報の回答は、原則として、窓口において書面を交付することにより行うものとする。

ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とする。

安否情報を回答した場合は、照会を行った者の氏名等及び回答した安否情報の内容等について、できる限りその回答状況を記録しておくものとする。

- (2) 避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かについて回答する場合には、下記の事項に留意すること。

安否情報の回答は、安否情報の照会が「不当な目的」によるものと認めるとき又

は安否情報の照会に対する回答により知り得た事項が「不当な目的に使用」されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

この場合において、「不当な目的」とは、他人の安否情報を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その安否情報を探索したり、暴露したりなどしようとするをいい、例えば、債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出すための目的で行われる場合などを指す。

「不当な目的に使用」とは、例えば、住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売するような行為などを指す。

「不当な目的」又は「不当な目的に使用」を判断するに当たっては、本人の確認、照会をする理由の真実性の確認等により判断するものとする。

安否情報の照会が、窓口における書面の提出以外の電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により行われた場合は、照会をしようとする者の本人確認や「不当な目的」等の確認について特に注意するものとする。

- (3) 居所、負傷又は疾病の状況等個人情報の保護に特に配慮を要する安否情報について回答する場合には、下記の事項に留意すること。

避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かに加え、さらに詳細な個人の情報については、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときに回答を行うことができる。

照会に係る者の同意については、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集時に、同意を得るものとする。この場合における同意の方法については、原則として、包括的に安否情報を開示するか否かについて同意を得るものとし、開示する安否情報の種類を限定したり、開示する対象を限定するなどの同意については、やむを得ない場合に限り行うものとする。

なお、安否情報の開示について同意を得たことを証明するため、安否情報の収集時にできる限り本人の自筆の署名、押印等を求めるものとする。

「公益上特に必要があると認めるとき」については、一概にその基準を提示することは困難であるが、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性のほうが高いと判断されるときを指す。

この場合において、公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の判断も含まれるものであり、例えば「公益上特に必要があると認めるとき」として報道機関に安否情報を開示する場合においても「居所」については、具体的な地番までは示さず、「市内の避難所」「病院」等にとどめ、「負傷又は疾病の状況」については、「重傷」「全治 週間」等にとどめるなどの個人情報の保護に配慮すること。

第六 その他の留意事項等に関する事項

1 その他の留意事項について

安否情報の収集及び提供に関しては、基本指針において、「国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、効率的なシステムの検討を行い、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。」とされている。

これを受けて消防庁では、平成17年度以降、安否情報の収集及び提供の在り方を検討するとともに、安否情報の収集及び提供のシステムに必要な基本的機能を整理した上で、当該システムの具体的な開発に取り組む予定である。

そのため、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び提供については、当該システムの運用体制が整備されるまでの当面の間は、第二から第五に掲げるところに従い、既存の手段・方法を用いて行うものとする。

2 安否情報省令の見直しについて

安否情報省令は、地方公共団体及び総務省（消防庁）が現在保有する手段における当面の間の手続等を定めているものであり、今後の国における検討の進展に伴い、必要に応じその見直しを行う予定であること。

安否情報報告書

報告日時：17年 4月 1日 12時00分

市町村名：××市

担当者名：×× 太郎

避難住民に該当するか否かの別	武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	同意の有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	居所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他安否の確認に必要なと思われる情報	備考
該当	負傷	有	山 ×雄	マルヤマ バツオ	S33.2.2	男	県××市 町1-1-1			県立病院 (××市 町5-5-5)	軽傷 落下物による 頭部打撲		
該当	非該当	有	消防 太郎	ショウボウ タロウ	S17.5.4	男	県××市 町2-2-2			小学校 (××市 町1-2-3)		息子 消防次郎氏 (市 町2-2-2)	
該当	死亡	有	消防 花子	ショウボウ ハナコ	S20.11.5	女	県××市 町2-2-2			県立病院 (××市 町5-5-5)	死亡 4.1 9:00爆発により死亡		
該当	非該当	無	不明	不明	不明	男	不明	不明	赤い帽子を被った 2,3歳児 身長100cm程度	小学校 (××市 町1-2-3)			避難の際に はぐれた様子
該当	非該当	有	田 国	シカクダ クニマル	S44.9.12	男	県××市 町6-1-1			小学校 (××市 町1-2-3)			旅行者
該当	非該当	有	田 子	シカクダ マルコ	S46.1.19	女	県××市 町6-1-1			小学校 (××市 町1-2-3)			
該当	非該当	有	田 国	シカクダ クニサン	H11.8.18	男	県××市 町6-1-1			小学校 (××市 町1-2-3)			
該当	負傷	有	家 進一	イエマル シンイチ	S32.10.16	男	県 町××2-1-2			県赤十字病院 (××市 町3-4-5)	重傷 崩壊家屋の下 敷きとなり、 骨折数箇所	かかりつけ病院 県立病院	
該当	非該当	有	山下 M夫	ヤマシタ エムオ	S21.2.4	男	県××市 町4-5-6			小学校 (××市 町1-2-3)			
該当	非該当	有	山下 N子	ヤマシタ エヌコ	S24.12.28	女	県××市 町4-5-6			小学校 (××市 町1-2-3)			
該当	非該当	有	山下 O次	ヤマシタ オオジ	S51.3.3	男	県××市 町4-5-7			小学校 (××市 町1-2-3)			
該当	負傷	有	山下 P子	ヤマシタ ピーコ	S46.7.7	女	県××市 町4-5-7			小学校 (××市 町1-2-3)	軽傷 3.31 23:00カ ラス片による 裂傷		
該当	負傷	有	ケビン・ガ****	Kevin Ga****	S51.3.11	男	**** Ave. McLean, Virginia 22101	米国		県立病院 (××市 町5-5-5)	重傷 4.1 爆発に巻 き込まれ、全 身火傷	身元引受人 大山 夫氏（電話番号 0**-**-1111）	負傷又は疾病の状況 の提供は拒否
該当	非該当	無	楊 ****	Yao ****	S55.6.18	男	県××市 町3-4-5	中国		小学校 (××市 町1-2-3)		身元引受人 小山 ×雄氏（電話番号 0**-**-1234）	

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

【別紙3】

様式第2号（第2条関係）（記入例）

安否情報照会書

17年4月1日		
総務大臣 殿		
申請者		
住所 県 市 町 1 - 1		
氏名 山 × 子		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由	父親の負傷又は疾病の状況を確認し、今どこにいるかを知りたいが、電話での連絡が取れないため	
備考	連絡先 0 * * - 2 5 3 - * * * *	
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏名	山 × 雄
	フリガナ	マルヤマ バツオ
	出生の年月日	S 3 3 . 2 . 2
	男女の別	男
	住所	県 × × 市 町 2 - 2 - 2
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認	運転免許証により確認	
備考	窓口における書面の提出	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 印の欄は記入しないこと。

【別紙4】

様式第3号（第3条関係）（記入例）

安否情報回答書

山 × 子 殿		17年4月1日	
		総務大臣	
17年4月1日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別	該 当		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	負 傷		
照会に係る者	住 所	県 × × 市 町 1 - 1 - 1	
	氏 名	山 × 雄	
	フリガナ	マルヤマ バツオ	
出生の年月日	S 3 3 . 2 . 2	男 女 の 別	男
国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)		その他個人を識別するための情報	
居 所	県立病院 (県 × × 市 町 5 - 5 - 5)	負傷又は疾病の状況	軽傷 (落下物による頭部打撲)
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

〈記入要領〉

(様式第1号)

- 1 避難住民とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第54条第1項の規定による避難の指示を受けた住民をいい、当該指示に係る地域に滞在する者も含むことから、当該要避難地域に住所を有する者及び滞在する者は全て避難住民に該当するものとして取り扱うこと。
- 2 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 3 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 4 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 5 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 6 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 7 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 8 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 9 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

(様式第2号)

- 1 照会をする理由欄には、具体的な理由の記載を求めるものとし、「安否確認のため」、「取材・報道のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、安否情報のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかになる程度の記載があることを要する。
- 2 申請者の確認欄は、回答を行う地方公共団体の長又は総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、照会しようとする者に対して行った本人確認方法を記載する。特段の本人確認を行っていない場合には、空欄とする。
- 3 備考欄は、回答を行う地方公共団体の長又は総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、「窓口における書面の提出」、「電子メール」、「電話」といった照会方法等を記載する。